

切れ目のない支援の充実

西東京市教育大綱の基本方針 1「子どもの『生きる力』の育成に向けて」、1「社会の変化に応える確かな学力の育成」、及び、4「一人ひとりを大切にする教育の推進」に向けた施策として、児童・生徒の個々の教育的ニーズに応じた支援の充実を図る。

また、基本方針 2「子どもの『心の健康』の育成に向けて」において、「子どもの育つ環境を支援するネットワークの充実」を図ることを施策として位置付け、関係各課との連携により、就学前から卒業後にわたり「切れ目のない支援体制」を構築する事業をすすめ、支援を要する幼児・児童・生徒についての早期対応や支援の継続を図る。

【具体的事業等】

1 就学期前後における切れ目のない支援体制

- (1) 教育相談における幼児相談の充実
- (2) 適切な就学に向けた就学相談
- (3) 就学支援シートの活用
- (4) 市立・公設民営保育園への心理アドバイザー派遣
- (5) 関係各課との連携
 - ・ こどもの発達センターひいらぎとの連携
 - ・ 要保護児童対策地域協議会の発達支援部会における情報連携

2 小学校・中学校における支援体制

- (1) 固定制特別支援学級、小学校特別支援教室、中学校通級等による支援
- (2) 学習支援員、指導補助員の配置
- (3) 教育相談による継続的な心理支援
- (4) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる校内支援
- (5) 教育支援システムによる個別指導計画等の進級・進学時の引継ぎ
- (6) 小中間情報交換や小中連携シートの活用による中 1 不登校未然防止

3 中学校卒業後の支援体制

- (1) 不登校ひきこもり相談室「ニコモルーム」の運営
- (2) 生活福祉課の生活困窮者自立支援事業との連携

就学期前後における切れ目のない連携体制

平成30年度第1回西東京市総合教育会議資料
(平成30年5月15日)

<就学前（健康課・子ども家庭支援センター・教育支援課）>

母子保健

乳幼児健康診断、経過観察、
発達健診など

ひいらぎ

発達支援・療育・外来相談
など

要保護児童対策地域 協議会発達支援部会

要保護児童(虐待等)の情報共有

就学
について
の不安

心理
的課題

知的・
発達の
課題や
障害

幼児相談（教育相談）

子ども・保護者の 心理療法（プレイセラピー等）カウンセリング、ガイダンス

子・家族のアセスメント
(心理、発達、環境調整)

就学相談

就学する学校・学級の検討
教育支援の利用の検討

就学支援シートの作成

幼稚園・保育園、ひいらぎ及び保護者
が連携の上作成し、配慮事項等を就
学する小学校に引き継ぐ

市立・公設民営保育園へ の心理アドバイザー派遣

・各園、年3回

<就学 小学校>

教育相談

人格形成・対人関係形成の基
礎構築→学習や集団指導への
適応、健康な心の育成

固定制特別支援学級就学 または特別支援教室の利用

社会的自立の基礎構築
意欲をもって学び生活する力

学校での個別配慮

通常の学級での個別の配慮
指導補助員利用

現実検討力を身につけ、
自己管理能力・社会性が育つ

全小学校第一学年巡回

教育支援アドバイザーの巡回相談

就学支援シート活用までの流れ（例 ひいらぎ）

●シート配布
所属先→保護者

●希望する保護者のシート作成
保護者→ひいらぎ→保育園・幼稚園

●シートの提出（3月）
保育園・幼稚園→教育委員会→小学校

●シートの活用
小学校